

電気料金の自由化に関する消費者アンケート

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

2016年4月から電力小売の全面自由化が始まり、一般の消費者は電力会社（電気小売事業者）や料金プランを自由に選べるようになりました。

また電力会社（電気小売事業者）の新規参入が始まり、電力会社（電気小売事業者）は自由な料金プランの設定ができるようになりました。

今回、全国消団連では、家庭用電力小売自由化開始から2年を経過した時点の、消費者の電気料金の自由化についての現状認識やご意見について調査させていただくことになりました。調査の結果は、経済産業省や消費者委員会における、電気料金に関する各種審議会への提言の際の参考にさせていただく予定です。

ご協力よろしくお願ひいたします。（締切：5月18日（金））

Q1. あなたのお住まいの地域はどこですか？

- ア. 北海道 イ. 東北 ウ. 関東（東京電力管内） エ. 中部 オ. 北陸
- カ. 関西 キ. 中国 ク. 四国 ケ. 九州 コ. 沖縄

Q2. あなたの世帯では、電力小売全面自由化以降、電力会社（電気小売事業者）を切り替えましたか？

- ア. 電力会社（電気小売事業者）を切り替えた。
- イ. 今までと同じ電力会社で、料金プランを切り替えた。
- ウ. 切り替えていない。
- エ. その他 ()

*「その他」の例：一度切り替えたが、従来の電力会社に戻した。

Q3.（任意）よろしければその理由を教えてください。

次の文をお読みになり、Q4以後の質問にお答えください。

電力小売自由化が始まる前は、電力会社は地域に1社だけしかありませんでした。そのため、独占的地位に乗じて不正な料金値上げを防ぐことなどを目的に、料金を変更（値上げ）する場合には国の認可が必要となっていました（これを規制料金といいます）。

2016年4月に、電力小売自由化が始まってからは、新たな電力会社（電気小売事業者）の参入が可能となり、電気料金についても電力会社（電気小売事業者）が自由に設定できるようになりました。しかし競争が十分に進展するまでの間、主に消費者保護のために規制料金を残すことになっています。（これを「経過措置」といいます）。

2020年4月以降は、競争が十分に起きていないなど、電気の使用者の利益を守る必要が特に高いと認められる区域を除き、経過措置は解除され、規制料金は廃止される予定です。現在、経産省の研究会や審議会等において、解除の条件等の検討が始まっています。

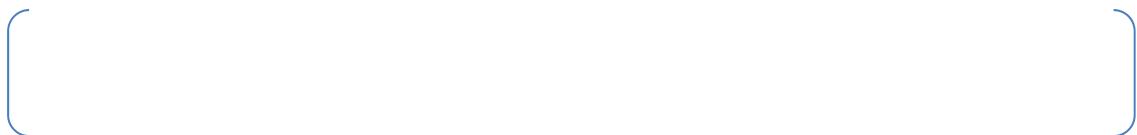
Q 4. 現在、経過措置として残されている規制料金は、原則2020年3月末で廃止され、地域ごとの大手電力会社（東京電力や関西電力など10社）も、すべて自由料金になることをご存知でしたか？

- ア. 内容も含め知っていた
- イ. 聞いたことはあるが、詳しい内容は知らなかった
- ウ. 知らなかった

Q 5. あなたのお住まいの地域で、経過措置が解除され、大手電力会社に対する料金規制が撤廃されること（規制料金の廃止）について、あなたの考えにいちばん近いものをお選びください

- ア. 電力会社（電気小売事業者）同士の競争が十分に起きると思うので、2020年に料金規制を撤廃しても良い
- イ. 電力会社（電気小売事業者）同士の競争が十分に起きるとは思ないので、2020年に料金規制を撤廃するのはまだ早い。
- ウ. 電力会社（電気小売事業者）同士の競争が十分に起きていることを確認できれば（2020年以降に）料金規制を撤廃しても良い。
- エ. わからない
- オ. その他（ ）

Q 6. 経過措置が解除され、大手電力会社に対する料金規制が撤廃されること（規制料金の廃止）について、わからないことやご意見等を自由にご記入ください。（例：撤廃されたら電気料金はどうなるのか、料金プランを選べるので撤廃しても良い、撤廃後の監視体制を徹底してほしい、など）



ご協力ありがとうございました

提出先 (一社) 全国消費者団体連絡会

提出方法 ①FAX 03-5216-6036

②郵送 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

③ウェブから直接ご回答いただけます。(<https://questant.jp/q/ERYFNV2W>)



締切り 2018年5月18日（金）

※このアンケートについてのお問い合わせ

(一社) 全国消費者団体連絡会

TEL 03-5216-6024

E-Mail webmaster@shodanren.gr.jp